



宮 崎 県 公 報

平成25年11月25日（月曜日） 第 2543 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

告 示
○土地収用法に基づく事業の認定……………（用地対策課） 1

頁

○細島港港湾計画の変更の概要……………（港湾課） 2
公 告
○砂利採取業務主任者試験の合格者……………（産業振興課） 2
○公共測量の実施の通知……………（管理課） 2

告 示

宮崎県告示第 681号

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成25年11月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 起業者の名称
えびの市
- 2 事業の種類
岡元コミュニティ供用施設駐車場整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
宮崎県えびの市大字浦字水呑地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第 1 号の要件への適合性について
岡元コミュニティ供用施設駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第 3 条第32号に規定する「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。
以上から、本件事業は、法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第 2 号の要件への適合性について
本件事業は、えびの市が岡元コミュニティ供用施設の駐車場を整備するものである。
本件事業の起業者であるえびの市は、平成24年 3 月に第 5 次えびの市総合計画を策定し、地域自治会との協働により、コミュニティの強化及び住民自治の推進を図っている。
起業者は本件事業の実施にあたり、平成25年度に工事費、用地費及び補償費等の予算を計上し、事業遂行に必要な財源措置が講じられている。
以上から、本件事業は、法第20条第 2 号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 法第20条第 3 号の要件への適合性について
 - ① 事業の施行により得られる公共の利益について
岡元コミュニティ供用施設（以下「本施設」という。）は地域住民が公民館として利用しており、自治会活動をはじめ

レクリエーションを行うなど活発な活動が進められている。

しかしながら、本施設には整備された駐車場がなく、自治会行事のたびに路上駐車を余儀なくされており、自治会の運営のみならず、道路の円滑な交通に支障が出ている。また、近接の小学校の登下校時は交通事故の発生も懸念されている。

本件事業の施行により、車両による施設利用者も安全かつ安心して自治会活動ができるとともに、通行車両や児童の交通安全が図られる。

なお、起業地付近には小学校や住家が存在し、事業施行中の騒音・振動の影響が考えられるが、起業者は低騒音型・低振動型の建設機械を使用することとしており、また完成後の利用についても、地元自治会と協議を行い、騒音や排気ガスの排出には十分留意するため、近隣の生活環境に与える影響は軽微であると予測されている。

② 事業の施行により失われる利益について

起業地付近では、宮崎県版レッドデータブックに記載された準絶滅危惧種に該当する動物が確認されているが、これらの動物はえびの市山間部に広く分布しており、事業による改変面積も最小限に抑えられていることから、必要に応じ適切な措置を講じることによって自然環境への影響は軽微であると予測されている。なお、起業地は周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されているが、宮崎県教育委員会からは起業地への編入に異議はないとの回答を得ている。起業者は、工事の施行に当たっては宮崎県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

③ 代替案の検討について

本件起業地の選定に当たり、3箇所の候補地について、出入りの安全性、駐車場の利便性、工事施行の難易、経済性を総合的に比較した結果、起業地がいずれにおいても優位性が高く、事業地として最も適当と認められる。

④ 比較衡量

①で述べた得られる公共の利益と②で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、③で述べたように、本件起業地は、他の候補地と比較して最も合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第 3 号の要件を充足すると判断される。

公 告

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

① 事業を早期に施行する必要性

現在、車両による本施設の利用者は路上駐車を余儀なくされており、自治会運営や円滑な交通に支障が生じているとともに、交通事故の発生が懸念されている。地元からも駐車場の整備を要望されており、早急に対応する必要がある。

よって本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

② 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業に必要な範囲と認められる。さらに、起業地の範囲は、一時的な使用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用又は使用の別についても、合理的であると認められる。

以上から、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項に規定する図面の縦覧場所
えびの市企画課

宮崎県告示第 682号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第 3 条の 3 第 9 項の規定に基づき、細島港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

平成25年11月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 港湾計画の変更の概要

平成22年宮崎県告示第 700号によりその概要を告示した細島港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

土地造成及び土地利用計画

変更前

地区名	面積（ヘクタール）	用途
白浜	34	ふ頭用地
	2	港湾関連用地
	19	工業用地
	6	交通機能用地
	6	危険物取扱施設用地
	1	緑地

変更後

地区名	面積（ヘクタール）	用途
白浜	34	ふ頭用地
	1	港湾関連用地
	21	工業用地
	6	交通機能用地
	6	危険物取扱施設用地
	1	緑地

2 港湾計画の縦覧の場所

宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号 宮崎県県土整備部港湾課
日向市大字日知屋字新開 17371の 2 宮崎県北部港湾事務所

平成25年11月 8 日に実施した平成25年度砂利採取業務主任者試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

平成25年11月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

10

公共測量を次のとおり実施する。

平成25年11月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量（基準点測量）

2 作業地域

日向市（一部）

3 作業期間

平成25年10月15日から平成25年12月25日まで